

※ 自動車整備分野に関する必要な書類

<認定・変更用・第3表の6>

番号	必要書類	様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					いずれか選択	過去に提出した申請日及び申請番号	
1	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類						
	A)申請人が技能実習2号良好修了者(2年10か月以上)の場合	※②のみ参考様式第1-2号	△(注1)	※希望する業務区分に試験免除となる職種・作業の技能実習は、自動車整備職種・自動車整備作業 ※技能実習生に関する評価調査の発行が受けられない場合には申請前に地方出入国在留管理局に相談してください。 ※今回の所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合であって、所属機関が技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年以内に受けていないときに限り提出省略可	有	無	有 無
2	B)申請人が上記に該当しない場合		○		有	無	
	次の①又は②のいずれか ①自動車整備分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ②自動車整備士技能検定3級の合格証明書の写し		○	※職種・作業にかかわらず技能実習2号良好修了者の場合には提出不要。ただし、技能実習2号良好修了者であることを証明する書類の提出が必要	有	無	有 無
2	自動車整備分野における特定技能外国人の受け入れに関する誓約書	分野参考様式第8-1号	○		有	無	有 無
3	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類						
	A)初めて、自動車整備分野に関し、特定技能外国人を受け入れる場合に必要	自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書(受付印があるもの)	○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に①又は②の提出(初めて自動車整備分野で特定技能外国人を受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)	有	無	有 無
4	B)特定技能外国人の初回の受け入れから4か月以上経過している場合に必要	①自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書(受付印があるもの) ②自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書(受付印があるもの)	○	が必要 ※令和6年6月15日より前の申請について、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」の提出が必要	有	無	有 無
	以下、登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合に必要な書類(登録支援機関の関係書類)						
4	自動車整備分野における特定技能外国人の受け入れに関する誓約書(登録支援機関)	分野参考様式第8-2号	○		有	無	有 無
5	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類						
	A)初めて自動車整備分野の1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受ける場合	自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書(受付印があるもの)	○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に①又は②の提出(初めて自動車整備分野で1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には申請前の協議会加入手続)	有	無	有 無
6	B)初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以上経過している場合に必要	①自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書(受付印があるもの) ②自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書(受付印があるもの)	○	が必要 ※令和6年6月15日より前の申請について、初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には、受付印のある「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書」の提出が必要	有	無	有 無
	外国人の支援を行う者(注)に関し、次の①又は②のいずれか ①自動車整備士技能検定1級又は2級の合格証の写し ②実務経験証明書 (注)支援責任者、支援担当者などの外国人の支援を行う者	※②のみ分野参考様式第8-3号	△(注3)	※過去の在留諸申請において提出済みの者とは、別の者を置いた場合には提出が必要	有	無	有 無